

# 令和 3 年 5 月

## 遊佐町農業委員会第 2 回総会議事録

1. 開催日程 令和 3 年 5 月 25 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 2 時 45 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

報告事項 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
 報告事項 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について  
 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について

議第 3 号 非農地証明願いについて

議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	齋藤勝広	2	三浦祐輝	3	荒生あや子	4	高橋敬
5	小松正志	6	今野忠勝			8	菅原幸男
		10	榊原一男	11	高橋正樹		
13	石垣建	14	鈴木寿一	15	伊原ひとみ	16	佐藤充

5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
7	小野寺一博	9	鈴木一弥	12	大谷進一		

6. 出席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

7. 欠席農地利用最適化推進委員 (0 名)

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名

8. 事務局出席者 (3 名)

渡会和裕事務局長、菅原恵里係長、伊藤歩美主事

9. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)

10. 会議の概要

事務局	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 5 月定例会を開催させていただきたいと思ひます。</p> <p>はじめに、本日の出欠状況の報告を榊原懲罰委員長よりお願いします。(10 番榊原一男委員が挙手し、議長が指名する)</p>
10 番榊原一男委員	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 3 名、出席委員 13 名で、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは、佐藤会長よりご挨拶をお願いします。</p>
会長	<p>忙しい中、ご苦労さまです。田植えの方も終わって少しはゆっくりできたと思ひますが、畑のある方は続けて忙しいと思ひますので、気をつけてください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症への感染も、毎日のように二桁が続いている状況です。山形県でも変異型が出ているようです。ワクチンの接種も始まっていますが、やはり気をつけていくのが一番ですので、三密の回避、マスク着用を心掛けましょう。</p> <p>4 月 15 日、27 日に凍害の被害があり、庄内地方では 7 割の被害と聞いています。山形県でも所によっては被害がない場所もありますが、南陽市のさくらんぼで、特に紅秀峰は 100%に近いくらい凍害にやられたそうです。15 日に発生した凍害は 50 年前にもあったということでした。今のところ県全体では 4~5 割の被害と聞いていますが、来月の常設委員会で報告されると思ひます。</p> <p>このコロナ禍で主食の米在庫が増えて、今年もこのままだと価格にすごく影響が出るため、昨年同様に飼料用米への転換のお願いが重視されるようです。米価のこともありますので考えなければなりません。</p> <p>昨年までは「長期的な土地利用の在り方に関する検討会」ということでの案が出されましたが、今年度は「農地関連施策の見直し」の方針をまとめたようです。いずれにしても、私たち農業委員に関することなので、やれる範囲で進めていく必要があります。</p> <p>最後に農業者年金のことではありますが、今までは通常加入の場合、最低でも月 2 万円の掛金でありましたが、その金額を下げる案が出されております。</p> <p>それでは本総会に提出されました案件の慎重審議、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規定により、会長があたることになっておりますので、佐藤会長より議長をお願いします。</p>

議長	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規定による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">〈異議なしの声〉</p> <p>では 5 番小松正志委員、6 番今野忠勝委員にお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の伊藤主事を指名します。それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項について、事務局より説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p style="text-align: center;">(報告事項、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>説明いたします。</p> <p>報告事項 1. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、合計 2 件、すべて農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>補足説明資料は、1 ページをご覧ください。</p> <p>番号 7 計 7 筆、5,547 m<sup>2</sup></p> <p>番号 8 計 3 筆、5,782 m<sup>2</sup></p> <p>以上 2 件、全て相続による所有権の取得です。</p> <p>続きまして、報告事項 2. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知受理のみで足りる内容となっております。</p> <p>番号 12 計 1 筆、1,167 m<sup>2</sup></p> <p>永代小作の解消です。</p> <p>解約後、議第 4 号 (2) 番号 24 で第三者へ利用権設定します。</p> <p>続きまして、報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について、農地中間管理機構を介した契約の賃借料変更です。</p> <p>番号 3-1、3-2 計 1 筆、1,974 m<sup>2</sup></p> <p>賃借料を 17,000 円から 15,000 円に変更します。</p> <p>報告事項についての説明は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告事項について、何か質問・意見等はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>他に何か質問・意見等はありませんか。</p> <p>無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。</p> <p>議事につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、伊原ひとみ委員長より報告をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(15 番伊原委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番 伊原ひとみ会長代理	<p>5 月 19 日に、202 会議室で委員 7 名中 5 名が出席して、農地法、農業経営基盤強化促進法、土地改良法その他関係法令により農用地利用集積計画に係る事前調査及び審議、農地流動の適正斡旋に係る事前協議及び調整のため農地利用調整委員会を開催しましたが、議第 4 号について特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>

議長	それでは、議第3号 非農地証明願いについて、事務局の説明を求めます。
事務局	(議案書、朗読説明)
議長	事務局より補足説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	<p>説明申し上げます。審査基準書は1ページ、補足説明資料は2ページからご覧ください。</p> <p>番号1、計1筆、29㎡です。</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外で、昭和45年頃から石工業をしていた父親が、石置き場として利用していたもので、それ以前も畑としての耕作はしておらず雑種地の状態でありました。</p> <p>農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。固定資産税も雑種地で課税されております。</p> <p>地目変更後は、隣接する家主が駐車場用地として使用したいとのことでした。</p> <p>19日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松部会員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>番号2、計1筆、85㎡です。</p> <p>申請地は都市計画区域内、農業振興地域外、土地改良事業受益地外で、昭和55年頃家畜用(豚)の畜舎を建てた後、コンクリートブロックを設置して堆肥置き場として利用してきたものです。</p> <p>現在は宅地の延長として固定資産税も宅地で課税されております。農地に復元することは著しく困難で、復元しても農地として継続利用できない状況です。</p> <p>現時点では、特段の計画はないそうですが、そういった計画が出てきた際のために地目を直しておきたいとのことでした。</p> <p>19日に高橋土地専門部会長、大谷副部会長、小松部会員の3名で現地調査を行っておりますので、後ほど報告をお願いいたします。</p> <p>以上2件について、現況非農地として証明してよろしいかご審議いただきたいと思っております。以上です。</p>
議長	それでは番号1と2について、11番高橋正樹部会長より現地調査の報告をお願いします。
11番高橋正樹委員	<p>はい、それでは報告いたします。始めに番号1、審査基準書2ページの図をご覧ください。この場所は昭和25年頃から石置場みたいになっていたそうです。今現在も石は多く置かれている状態でした。そしてこの写真の右側に見える家の方がこの土地を購入して、できれば車庫にしたいということでした。畑として使用することは非常に困難なことから、許可相当と思われると思います。</p> <p>次に審査基準書の4ページをご覧ください。これは番号2なんですけど、この写真に見えるのは、薪ストーブの木を、木材を乾燥させているんですけど、この場所は、昭和55年頃から牛を飼っていたところだそうです。下はコンクリートになっていて、ブロック塀で壁ができておまして、堆肥場としても使っていたそうです。畑にするにはこの場所は非常に困難で、無理ということで許可相当だと思われると思います。以上です。</p>
議長	ありがとうございます。次に、5番小松正志委員からも現地調査の報告

	をお願いします。
5 番小松正志委員	はい、私も見てきましたけれども、高橋部会長が丁寧に説明したとおり、前々から農地として使っていない状態で、原状復帰はできないような状態でしたので、許可相当と思います。以上です。
議長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの議案の事務局説明と委員からの現地調査報告について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 3 号 非農地証明願いについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 3 号 非農地証明願いについて、原案のとおり現況非農地として証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は 5 ページから、補足説明資料は 8 ページからご覧ください。</p> <p>また審査基準書の表紙についてですが、この案件に関してページ数が記載されず空欄となっておりますので、ページ数を「5」と記入してくださるようお願いします。</p> <p>それでは説明に入ります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。</p> <p>内訳は、(1) 所有権移転は 1 件、(2) 利用権設定は新規設定が 2 件、再設定が 3 件、となっております。</p> <p>計画の内容が審査基準に適合するかは、審査基準書をご覧ください。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>(1) 所有権移転について</p> <p>番号 4 計 4 筆、22,485 m<sup>2</sup></p> <p>単価は 300,000 円です。譲受人の希望による所有権移転です。</p> <p>申請地の内、一筆はこれまで相対で第三者がうりを作付していましたが、今回の所有権移転申請があったため、契約を解約するというで話し合い済みとのことです。</p> <p>それ以外の土地については、所有者が管理していて、昨年までは赤カブを作付していた部分と保全管理していた部分があったとのことでした。</p> <p>調整委員会で質問があった、譲受人の他市町村における耕作状況についてですが、確認したところ、牧草などを作付していて、荒らしているといった苦情は特にないとのことでしたので、報告しておきます。また、総会議案書に記載している経営面積はこの他市町村の経営面積と遊佐町の経営</p>

	<p>面積を合わせたものとなっておりますので、あわせて報告します。</p> <p>現地調査は小野寺委員に依頼し、18日に報告を受けております。譲受人に話を聞いたところ、申請地には菜種を作付する予定とのことで、労働力や機械の点でも問題はないとみてきたそうです。</p> <p>所有権移転についての説明は以上です。</p> <p>続きまして、</p> <p>(2) 利用権設定について、番号22から24の借人は、同一人です。すべて単価は15,000円で、期間は10年となっております。番号22、23は再設定で、24のみ新規に設定です。個別に説明します。</p> <p>番号22 計1筆、4,126㎡</p> <p>番号23 計2筆、5,336㎡</p> <p>番号24は新規に設定で、これまで永代小作ということで第三者の方が借人でした。ただ実際は借人と第三者との話し合いにより、だいぶ前から借人が耕作していたとのことです。</p> <p>今回正式に契約することになった理由は、土地改良区の経常賦課金の支払い先を変更するためです。これまで借人だった方が負担していましたが、今後は借人が負担する形になります。土地改良区では農業委員会で許可を得て設定された借人が経常賦課金の支払い先になる、という取り扱いをしているため、今回正式に農業委員会を通して契約することになったそうです。</p> <p>番号24 計1筆、1,167㎡</p> <p>続きまして、</p> <p>番号25 計3筆、1,904㎡</p> <p>単価は10,000円、期間は10年です。</p> <p>同一人と再設定です。</p> <p>最後に、</p> <p>番号26は新規に設定です。</p> <p>計1筆、96㎡</p> <p>単価は10,000円です。</p> <p>期間が年単位ではない理由は、借人が貸人から借りている別の土地の契約の終期に合わせたためです。終期をそろえることで、更新の手間を省くことができます。</p> <p>今回新規に利用権設定する理由を借人の方に伺ったところ、基盤整備のためということでした。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明に対して、何か質問意見等はございますか。</p>
11番高橋正樹委員	<p>はい、これは質問ではないんですけど、お願いなんですけど、(1)所有権移転の番号4について、三浦委員と小野寺委員に今後とも、この土地について注意して見てもらいたいと思います。それはお願いです。</p> <p>これは調整委員会が出たものですから、なんとか二人で協同してよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>三浦委員よろしいでしょうか。</p>
2番三浦祐輝委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>他に皆さんから質問・意見ありましたらよろしくお願いいたします。</p>

13 番石垣建委員	<p>調整委員会で話を出したのは私です、今高橋委員からもお願いがございました。それでその点について、事務局も県外の、本町以外に所有している譲受人の管理状況も調べてくれというお願いもしたところです。</p> <p>それで補足説明資料の 8 ページと 9 ページ、ここに譲受人の登記のコピーが載っております。資本金の額が 7,000 万円ということで、大分大きな資本金を持っているんですが、10 ページのところに載っている役員なんかを見ると一族で経営している状態のようです。実はですねこの 8 ページのところなんかを見てました。目的というところに、真ん中あたりですが、1 から 16 番まで載っていて、下に斜線が引いてあるところです。一番下に下線のあるものは抹消事項であることを示すと、ということが書いてあります。それであの欄を区切って、改めて 9 ページの上まで比べたところ、項目が 16 項目から 17 項目、ひとつ増えてます。何が増えたかという、16 番にあたる一般廃棄物処理業と、これが新たに追加されたようです。</p> <p>(会社を) すべて疑っているわけではないんですが、農業委員としての立場上、万が一ということをいつも考えてまして、砂利採取問題、今町と業者で裁判中ではありますが、こういう事例も中にはありますので、こういうことが起きないようにということで注意をしているところです。</p> <p>それで一年前、審査基準書の 5 ページにあたる地図を見ると青い斜線の部分があります。これが今も高橋委員が指摘されたように、ここは既に所有権が移転して譲受人の所有になっておりますが、さらに二町部ほどこの赤い部分が今回所有権を移転するということです。</p> <p>それで面積が広く、場所も非常に不便で、昨年権利を得たところにも何も作付はされていないということで、この登記簿を見ると畜産業・酪農業が主なようですけれども、一般廃棄物処理業が新たに目的の中に加わって、自分から土地を求めて、しかもこの値段が通常のものより非常にいい一反部あたり 300,000 円という高い値段で買い取ろうとしているというところで、何か農地とは別の目的もあるのかな、というのがどうしても頭から離れないのであります。</p> <p>それで高橋委員が今お願いされたように、今後も目を光らせて見てくれというお願いが出たということで、私も重ねてよく継続して目を光らせて土地の利用状況、管理の状況、何か大きな重機が入ってなにかしているようだということも含めたところもあわせて見ていただければと思っております。高橋委員同様、重ねてこのへんのところ、ちょっと心配なところもございますので、今後の見回りというか、目を届かせていただきたいということで、私からも願いたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>さきほど土地部会長からもありましたとおり、小野寺委員と三浦委員からは特に注意して見ていただきたいと思います。</p> <p>配布している作業日誌もありますので、このことも記入していただければなと思います。</p>
10 番榊原一男委員	<p>今、小野寺委員と三浦委員にお願いがありましたが、色々役場の関係でも問題があるようでしたので。</p> <p>この前 5 月 21 日に基盤整備の説明会があったんですが、周辺の土地について基盤整備をやってため池を作ったのですが、集落の色々な方からの要望で、水質調査ができないかということで、農地・水の会議で意見が出ま</p>

	<p>して、周辺の土地について調査をやるということで、そのため今まで以上に何か問題があればはっきりとしたデータは出てくると思います。ということでその関係についても報告です。</p>
議長	<p>農地・水で情報が入ってくるのか。</p>
10 番 榊原一男委員	<p>地区の会長をしておりますので、情報は入ってきます。年に 2 回だったか、調査をするということで県の方から許可ももらいましたので。</p>
議長	<p>それでは何か情報が入りましたらよろしくお願ひしたいと思います。他に何か要望等ありますでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは三浦委員、本日欠席している小野寺委員にも伝えていただき、よろしくお願ひします。</p> <p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 4 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。</p> <p>(出席委員 全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 4 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することにいたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p>(委員・事務局ともになし)</p> <p>無いようですので、これで 5 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>